

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当する
か否かについて警察への調査の囑託が行われません。)

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

① 住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。

② 自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算に
おいて」で始まる文の冒頭にある口にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として入札無効になる場合があります。

ご注意ください！

この競売事件は、
広島地裁本庁で取扱っています。

入札その他の手続きの際には、必ず、
**広島地方裁判所本庁の事件番号（「期間
入札の公告」に記載してある事件番号）**
で行ってください。

なお、**入札手続等は、広島地方裁判所
本庁の執行官が取り扱います。**入札書を
誤って呉支部又は三次支部に提出すると
無効になりますのでご注意ください。

★お問い合わせ先★

○ファイルについてのお問い合わせ

広島地方裁判所本庁民事第4部不動産執行係

TEL（082）502－1392

○入札手続についてのお問い合わせ

広島地方裁判所本庁執行官室

TEL（082）228－0421（代表）

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年12月22日
広島地方裁判所民事第4部
裁判所書記官 早 志 英 二

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 1月 7日 午前 9時00分から 令和 8年 1月13日 午後 5時00分まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8年 1月16日 午前10時00分 広島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8年 2月 5日 午後 3時00分 広島地方裁判所民事第4部
特別売却 実施期間	令和 8年 1月20日 午前 9時00分から 令和 8年 1月20日 午後 4時00分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 (注) 現金、小切手は保証として認めない(特別売却を除く)。	
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年12月22日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	14,326,000 11,460,800	一括	2,870,000	103,614	23,741
1	2,153,000				
2	321,000				
3	11,852,000				



物 件 目 録

1 所 在 三次市畠敷町
地 番 235番7
地 目 宅地
地 積 211.54平方メートル

2 所 在 三次市畠敷町
地 番 235番9
地 目 公衆用道路
地 積 90平方メートル

持分5分の2

3 所 在 三次市畠敷町235番地7
家屋 番号 235番7
種 類 居宅
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
床 面 積 1階 58.13平方メートル
2階 46.37平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年10月16日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 早 志 英 二

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 三次市島敷町
地 番 235番7
地 目 宅地
地 積 211.54平方メートル

- 2 所 在 三次市島敷町
地 番 235番9
地 目 公衆用道路
地 積 90平方メートル
持分5分の2

- 3 所 在 三次市島敷町235番地7
家屋 番号 235番7
種 類 居宅
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
床 面 積 1階 58.13平方メートル
2階 46.37平方メートル



令和 7年（ケ）第114号

令和 7年10月 6 日提出

現 況 調 査 報 告 書

広島地方裁判所

執 行 官 杉 原 弘 展

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 三次市畠敷町
 地 番 235 番 7
 地 目 宅地
 地 積 211.54 平方メートル

- 2 所 在 三次市畠敷町
 地 番 235 番 9
 地 目 公衆用道路
 地 積 90 平方メートル
 持分 5 分の 2

- 3 所 在 三次市畠敷町 235 番地 7
 家屋 番号 235 番 7
 種 類 居宅
 構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建
 床 面 積 1 階 58.13 平方メートル
 2 階 46.37 平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	未実施	
土地	物件 1, 2	
現況地目	☒ 宅地(物件 1) ☒ 公衆用道路(物件 2) ☐ 雑種地(物件)	
形状	☐ 公図(法 14 条 1 項地図)のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 上記の者が本件土地上に下記建物を所有して、占有している ☐ その他の者 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項		
建物	物件 3	
種類・構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類: 構造: 床面積:	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 上記の者が本建物を住居として使用している。 ☐ その他の者 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

物件1の土地は、物件3の建物の敷地として利用されている。

物件2の土地（持分）は、団地内私道である。

物件2の土地は、その南西側を市道（公図上は地番の記載のない狭長地）に接面している。

本報告書に添付した写真には、広角で撮影したものがある。

関 係 人 の 陳 述 等

陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■所有者	本件建物は私が住居として利用しています。 本件土地建物については何人との間にも貸借関係はありません。

執 行 官 の 意 見

本件土地建物には、所有者の陳述に沿った占有が認められ、第三者の占有の表徴は観られなかった。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 9月10日 8:55 - 9:15	物件所在地	物件確認, 占有調査, 写真撮影 期日通知書兼賃貸借等照会書配布
7年 9月10日 9:35 - 9:40	三次市役所	課税資料交付申請
7年 9月10日	広島法務局三次支局	公図, 地積測量図, 建物図面, 登記 事項要約書交付申請
7年 9月22日 10:45 - 11:15	物件所在地	物件確認, 占有調査, 写真撮影 所有者から占有状況等聴取

(特記事項)

☒ 令和 7年 9月22日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので, 証人を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

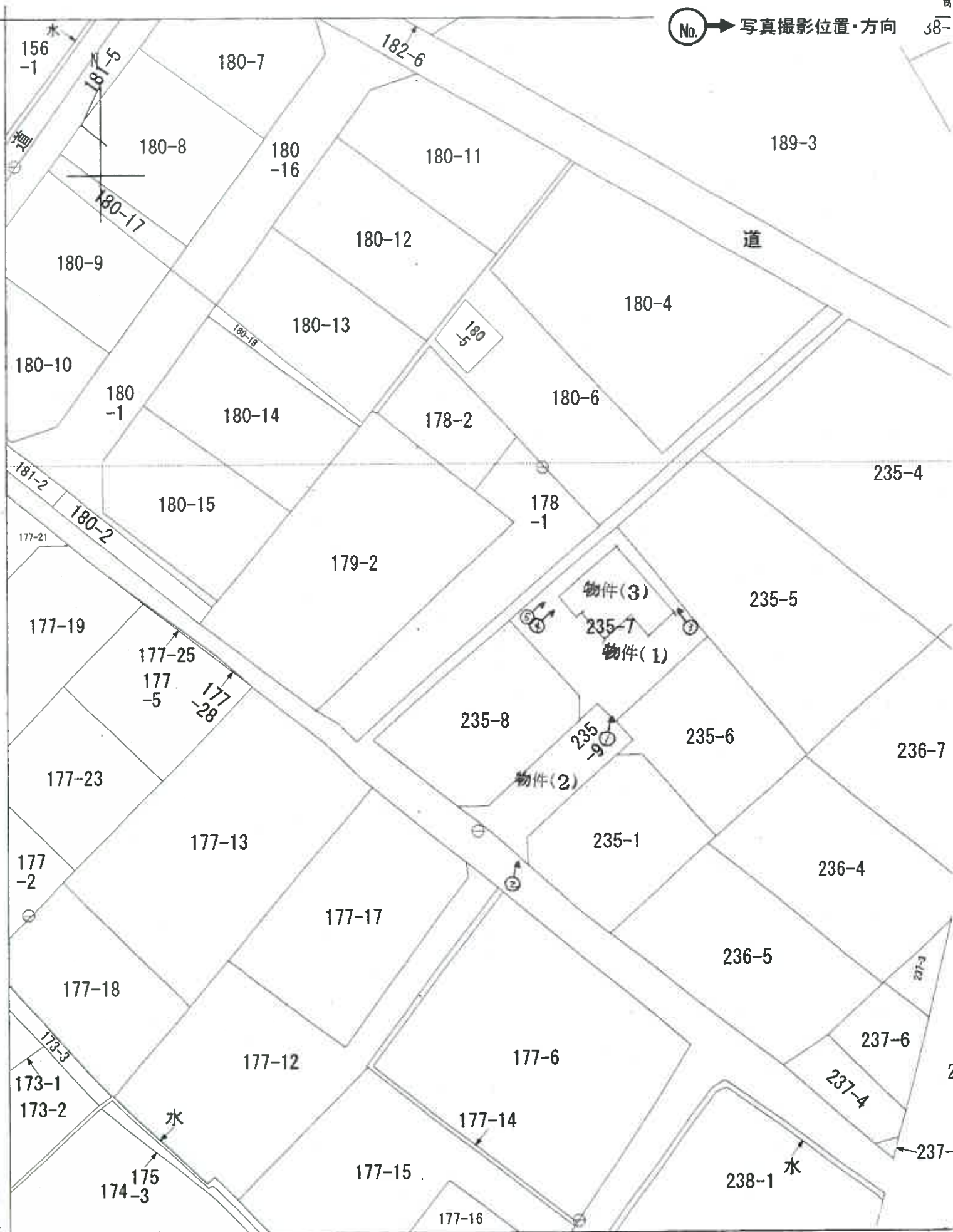
☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所記載のとおり

土地建物位置関係図
14条1項地図と建物図面を合成

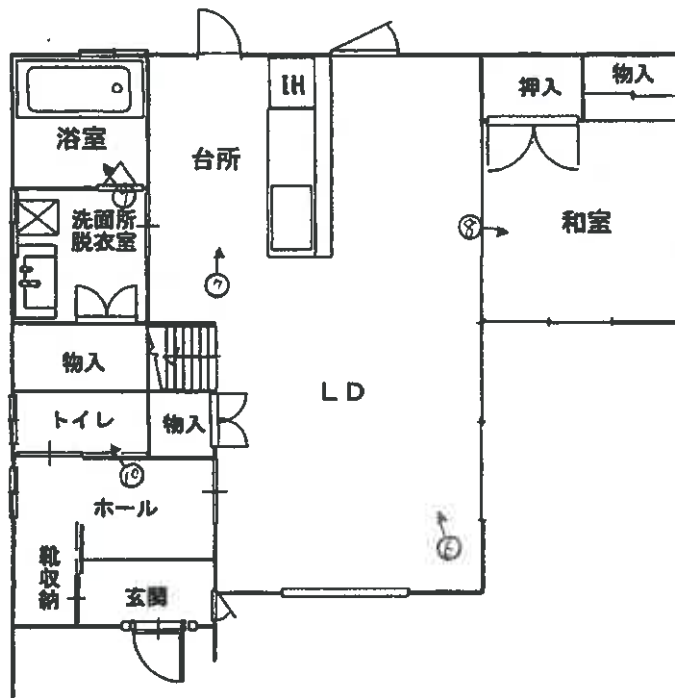
① 写真撮影位置・方向



建物間取図（見取図）

（家屋番号235番7）

【1 階】



【2 階】

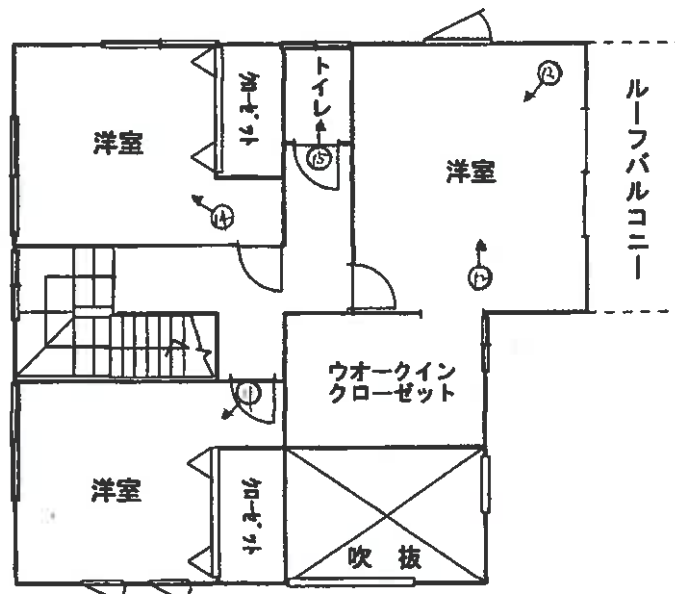


写真1



写真2



写真3

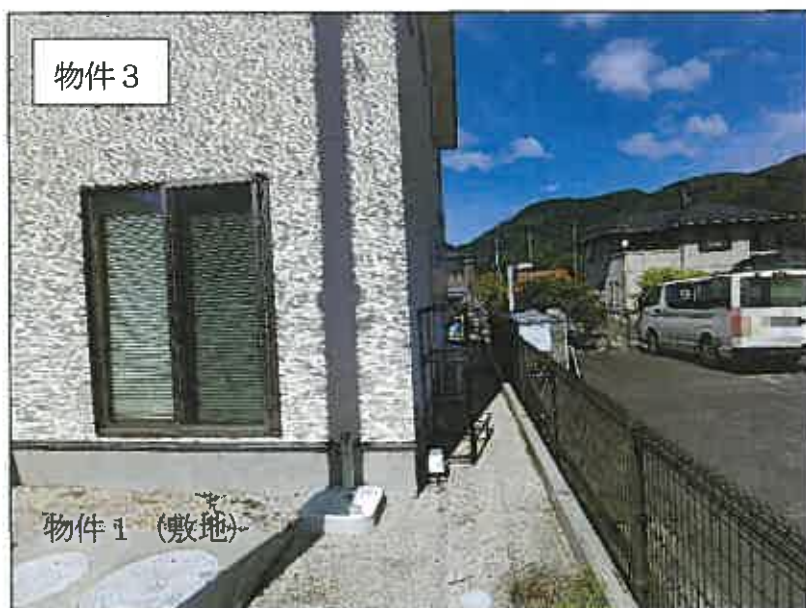


写真4



物件3

写真5



物件3

物件1 (敷地)

写真6



写真7



写真8



写真9



写真 10



写真 11



写真 12



写真 13



写真 14



写真 15



令和 7 年(ケ) 第 114 号
令和 7 年 9 月 22 日現地調査
令和 7 年 9 月 26 日評 価

広島地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

駒松 康弘

印

第1 評価額

一 括 価 格	
金 14,326,000円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金 2,153,000円
物件2(土地)	金 321,000円
物件3(建物)	金 11,852,000円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	三次市畠敷町 2 3 5 番 7 宅地 211.54m ²	同左
2	所 在 地 番 地 目 地 積 持 分	三次市畠敷町 2 3 5 番 9 公衆用道路 90m ² 5 分 の 2	同左
3	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	三次市畠敷町 2 3 5 番地 7 2 3 5 番 7 居宅 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 1階 58.13m ² 2階 46.37m ² 延べ 104.50m ²	同左
番号	特 記 事 項		
	特になし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

<物件1>

位 置 ・ 交 通	J R 芸備線「八次」駅の北西方・直線距離約1.2km (別添「位置図」参照)		
付 近 の 状 況	幹線背後に一般住宅、事業所等が立地する状況にある。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	非線引都市計画区域 第1種中高層住居専用地域 60% 200% なし 宅地造成等工事規制区域 景観計画区域	
画 地 条 件	規模 211.54 m ²	間口 約 5.3 m 奥行 約 18 m 形状 ほぼ整形 接面状況 中間画地 その他 地勢は概ね平坦	
接面道路の状況	南東側 約 5 m 舗装 北西側 約 1.8 m 舗装	私道 (物件2の概要参照) 高低差 ほぼ等高 里道 高低差 里道より約0.7m高位	※ 上記私道は南西側で市道八次8号線に接続する。また、上記里道は建築基準法上の道路ではないことを市建設部都市建築課にて確認した。
土地の利用状況等	現状は物件3の建物が存する。 隣地は戸建住宅 等 目的外建物 なし		
供給処理施設	上 水 道	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり	※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業(簡易水道含む)及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。
	都市ガス	接面道路の本管敷設 なし 本物件内への引込 なし	※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。
	公共下水	接面道路の本管敷設 なし 本物件内への引込 なし	※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用下水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。

特 記 事 項	・ 土壌汚染の端緒については特に見受けられない。また、周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。 ・ 県の「土砂災害等ポータルサイトひろしま」によると、河川浸水想定区域（想定最大）に該当する。 ・ 物件1の土地の南東側（隣地235番6寄り）に中国電力・NTTの電柱等が存する。
---------	--

<物件2>

概 要	・ 物件1の南東側で等高接面する道路状（幅員約5m）の土地であり、地番235番1、235番6、235番8の各宅地にも接面している。公簿地目が公衆用道路として登記されており、実態的には共有者5名から成る共有私道として機能する。但し、市建設部都市建築課によると、建築基準法42条1項5号道路（いわゆる位置指定道路）ではないとのことである。同課で建築計画概要書を閲覧したところ、建築確認申請時には物件2の概ね半分が物件1の敷地延長部分となっており、市道八次8号線との接道部を有するものとして申請が受理されている（当該市道が幅員4m未満のため、敷地延長部分の一部はセットバック対象）。 ・ 持分5分の2 ・ 主な公法規制は物件1に準ずる。
-----	---

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)： 令和 2 年 3 月 11 日 新築 経 過 年 数： 約 5 年 経済的残存耐用年数： 約 40 年
仕 様	構 造： 第3 目的物件欄記載のとおり。 屋 根： 第3 目的物件欄記載のとおり。 外 壁： サイディング等 内 壁： クロス張り等 天 井： クロス張り等 床： フローリング・畳等 設 備： 電気、給排水等 その他： オール電化、浄化槽設置
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり。
現 況 用 途 等	現況用途： 居宅 間 取 り： 添付の附属資料「建物間取図（見取図）」のとおり。
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	市建設部都市建築課にて、当該建物は建築確認申請及び完了検査が適法に受理されていることを確認した。 【建築確認】 交付年月日： 平成30年5月23日 確認済証番号： 第HP16-2801906号 【完了検査】 交付年月日： 令和2年3月11日 検査済証番号： 第HP16-3191532号

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地等価格（物件1、2）

目的土地の建付地等価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地等価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	25,500	0.95	211.54	1.00	1	5,125,000
2	25,500	0.50	90		2/5	459,000

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、幅員約5m舗装私道に略等高接面する地積200㎡程度の略整形な中間画地とした。

地価調査価格（三次（県）-4）

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格(円/㎡) a×b×c×d
22,700	$\frac{99.5}{100}$	$\frac{100}{103}$	$\frac{100}{86}$	25,500

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位（南西側+3%）

◇地域格差：街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ 個別格差：

<物件1>

間口狭小	0.95
相乗積	0.95

<物件2>

共有私道	0.50
相乗積	0.50

（※）物件1の土地に電柱が存する要因については画地における位置を考慮し、特段の減価を認めないものと判断した。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 持 分：<物件1> 完全所有権につき上記の通り1と表記
<物件2> 共有持分 5分の2

(2) 建物価格 (物件 3)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持分 エ	建物価格(円) ア×イ×ウ×エ
3	160,000	104.50	0.89	1	14,881,000

ウ 現価率：

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b
5 年	40 年	45 年

残価率	観察減価
5 %	0 %

$$\text{現価率} = [\text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times (\text{経済的残存耐用年数} \div \text{経済的全耐用年数})] \times (100\% - \text{観察減価}) = 0.89$$

エ 持 分： 完全所有権につき上記の通り 1 と表記

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格(円) ア×イ
1	5,125,000	0.40 法定地上権	2,050,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 40 %と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額(円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	5,125,000	- 2,050,000		1.00	0.70	2,153,000
2	459,000			1.00	0.70	321,000
3	14,881,000	+ 2,050,000	1.00	1.00	0.70	11,852,000
一括価格 (合計)						14,326,000

ウ 占有減価修正： 必要なし。

エ 市場性修正： 必要なし。

オ 競売市場修正： 第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格（三次（県）-4）

所 在 : 三次市畠敷町1029番43
価 格 : 22,700円/㎡
位 置 : JR芸備線「八次」駅 北東方 道路距離 約2kmに位置する
価 格 時 点 : 令和7年7月1日
地 積 : 235㎡
供給処理施設 : 水道
接 面 街 路 : 南西側4m市道
用 途 指 定 等 : 非線引都市計画区域
第1種低層住居専用地域（建蔽率 50%、容積率 100%）
地 域 の 概 要 : 一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1	2,918,617 円	（1㎡当たり 13,797 円）、	課税地積	211.54 ㎡
物件2	268,740 円	（1㎡当たり 2,986 円）、	課税地積	90.00 ㎡
(共有者5名)				
物件3	6,700,065 円	（1㎡当たり 64,115 円）、	課税床面積	104.50 ㎡

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図（地理院地図 GSIMaps 縮尺約 1/7,700）
- 2 受命物件の位置図（地理院地図 GSIMaps 縮尺約 1/15,000）
- 3 公図写し（法務局備付）
- 4 地積測量図写し（法務局備付）
- 5 建物図面・各階平面図写し（法務局備付）
- 6 建物間取図（見取図）

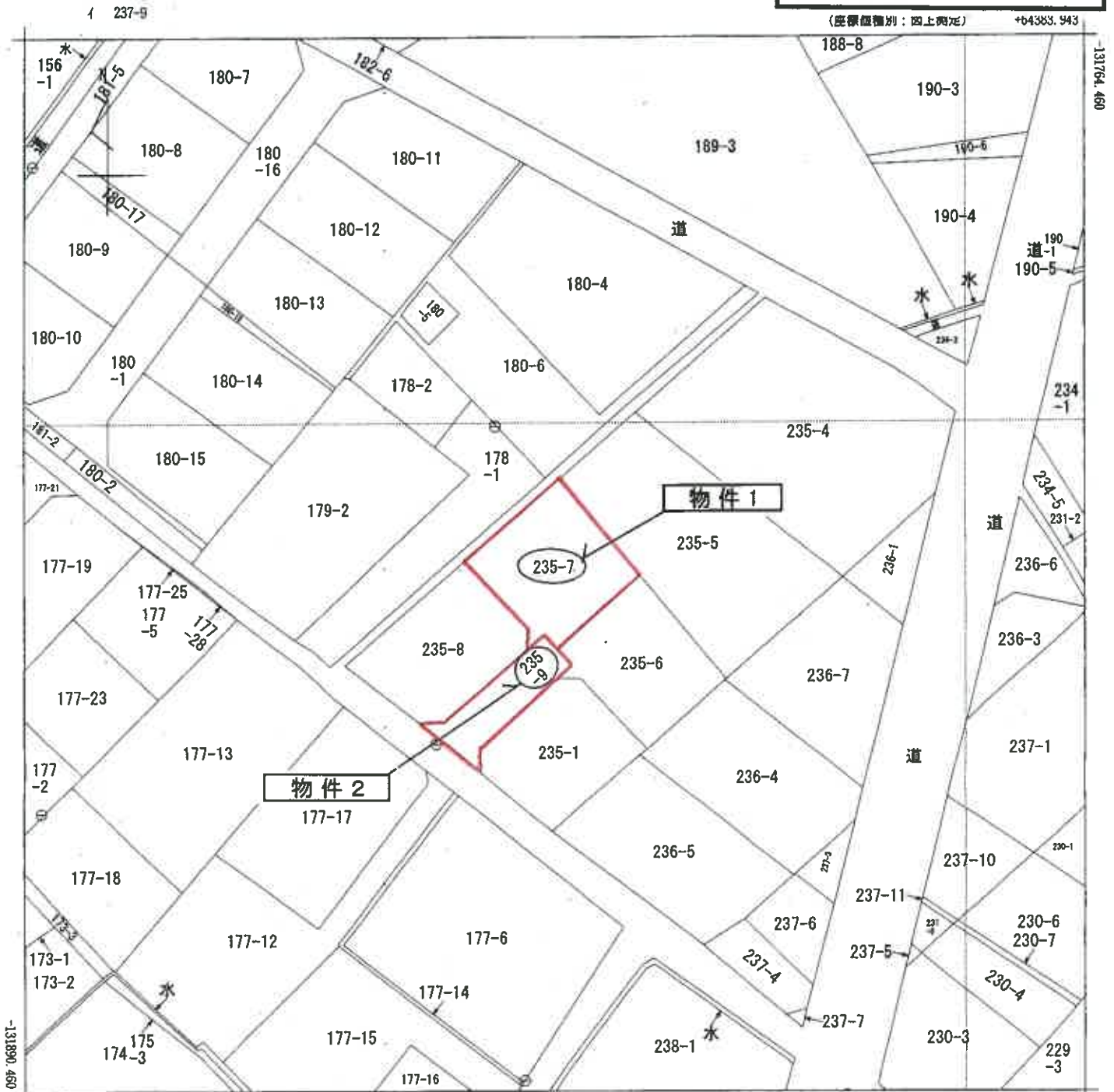
以 上





公 図 写

A3→A4縮小



+64258.943

(座標値種別：図上測定)

地番区域見出
島敷町

請求部	所 在	三次市島敷町					地 番	235番7		
出力縮	1/500	精 度 区 分	乙一	座標系 番号又は 記号	Ⅲ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和43年2月				備付年月日 (原図)	昭和59年11月19日		補事記項		

土地所在図
地積測量図

地番 255第1, 255第4
ないし 255第9
土地の所在 三次市測量所

求積表 (世界座標系)

地番	点名	Xn	Yn	Xn - (Yn-1 - Yn-1)	境界線
D1		-131822.382	64312.112	-707124.324068	境界線
A.4		-131822.382	64312.386	-1149638.668224	境界線
A.6		-131822.382	64321.881	-1020449.682442	境界線
A.8		-131822.382	64322.192	-1442307.150000	境界線
D12		-131822.382	64322.770	828382.160516	境界線
D13		-131822.382	64322.181	1389232.194320	境界線
D14		-131822.382	64322.480	1598869.846120	境界線
D2		-131822.382	64312.823	1232400.074516	境界線
	合計			-402.603448	
	面積			201.2042240	㎡
	地積			201	㎡

地番	点名	Xn	Yn	Xn - (Yn-1 - Yn-1)	境界線
D12		-131822.382	64322.770	-2259626.318558	境界線
A.7		-131822.382	64322.289	100472.738400	境界線
D11		-131822.382	64321.970	2042312.627970	境界線
D10		-131822.382	64322.244	1000156.876082	境界線
D9		-131822.382	64322.936	-23477.400472	境界線
D14		-131822.382	64322.480	-180187.015428	境界線
D18		-131822.382	64322.161	-1399282.194320	境界線
	合計			-410.278612	
	面積			206.1992860	㎡
	地積			206	㎡

地番	点名	Xn	Yn	Xn - (Yn-1 - Yn-1)	境界線
D11		-131822.382	64321.970	-5272.192840	境界線
A.1		-131822.382	64322.284	2697786.000672	境界線
D7		-131822.382	64321.804	488853.272882	境界線
D8		-131822.382	64319.600	-920870.771620	境界線
D9		-131822.382	64318.488	-267478.647201	境界線
D4		-131822.382	64320.889	-495044.824856	境界線
D10		-131822.382	64322.244	-1508194.127741	境界線
	合計			-412.080287	
	面積			211.8401486	㎡
	地積			211	㎡

測量図 ①-5 ②-7 ③-9 ④-11 ⑤-13 ⑥-15 ⑦-17 ⑧-19 ⑨-21 ⑩-23 ⑪-25 ⑫-27 ⑬-29 ⑭-31 ⑮-33 ⑯-35 ⑰-37 ⑱-39 ⑲-41 ⑳-43 ㉑-45 ㉒-47 ㉓-49 ㉔-51 ㉕-53 ㉖-55 ㉗-57 ㉘-59 ㉙-61 ㉚-63 ㉛-65 ㉜-67 ㉝-69 ㉞-71 ㉟-73 ㊱-75 ㊲-77 ㊳-79 ㊴-81 ㊵-83 ㊶-85 ㊷-87 ㊸-89 ㊹-91 ㊺-93 ㊻-95 ㊼-97 ㊽-99 ㊾-101 ㊿-103

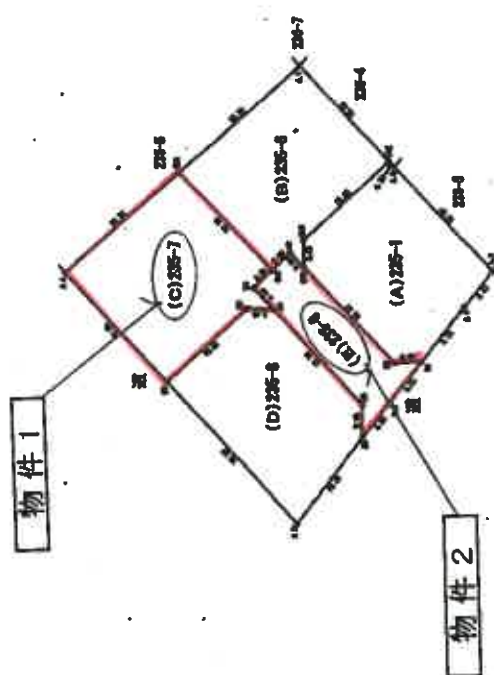
作成者 土地測量士

(広島県土地家屋調査士会)

(1/3)

請求番号：11-2

1/3



1/500

申請人

地尺

(一) 總論

地点	(D) 25-4	Xn	Yn	Xn · (Yn+Yn-1)	高程
A 2		-13184.0	178		400.0
D6		-13184.8	878	64287.742	724812.471516
D6		-13184.8	878	64289.932	-1493240.701604
D8		-13184.8	824	64288.041	-1685898.183130
D8		-13183.8	017	64318.488	-1257602.84468
D8		-13183.8	472	64318.800	920370.771920
D7		-18183.7	707	64311.604	2748350.464300
			合计		-427.090270
			高程		213.6001380
			水准		218
			误差		mm

點	點	(度) 25-6	Xn	Yn	Xm • (Ym-Yn-l)	總和
D6			-13154.0	679	64306.932	64306.932
A. 8			-13184.9	318	64306.287	-94809.982089
D1			-13180.5	382	64312.115	-496366.706812
D2			-13184.9	794	64318.032	-1232100.034818
D14			-13184.1	169	64322.450	-1428278.033848
D8			-13188.5	817	64322.938	28477.400472
D10			-13183.7	975	64322.244	440007.032659
D4			-13188.6	121	64320.223	488034.034085
D9			-13183.2	017	64318.489	1815032.491364
D5			-13184.6	634	64308.031	198939.183189
合計					-180.002232	
總和					90.028166	
平均					90	

合計國庫 921,812,800 円

調査年度	平成28年 2月 1日
調査先	夏屋

著者	土田重雄
編者	土田重雄

（東京食土料産品検査所）

建物図面
各階平面図

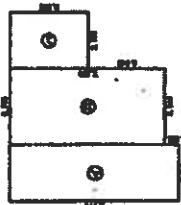
建物図面・各階平面図写

縮小(A3→A4)

家屋番号	233007
建物の所在	三友町品成町235番地7

各階平面図

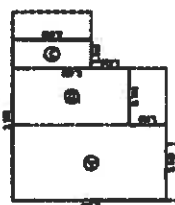
1階平面図



求積表

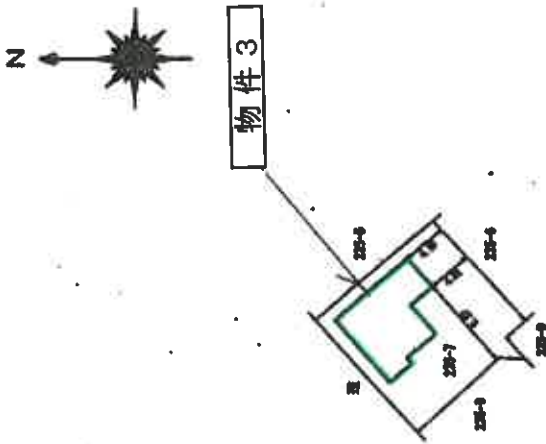
①	2.730 x 7.950 =	21.703500
②	3.940 x 7.280 =	28.499200
③	2.730 x 3.640 =	9.937200
計		59.139900
総面積		59.13㎡

2階平面図



求積表

④	2.640 x 7.280 =	26.499200
⑤	2.730 x 5.460 =	14.905800
⑥	1.365 x 3.640 =	4.968600
計		46.373600
総面積		46.37㎡



作成者
土曜建設士

号
7740

縮尺
1/250

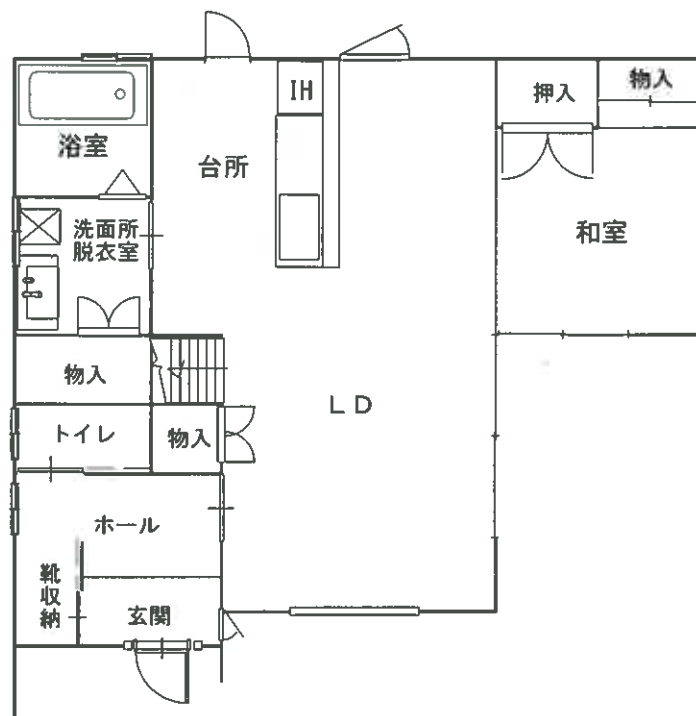
申請人

縮尺
1/500

建物間取図（見取図）

（家屋番号235番7）

【1 階】



【2 階】

